武蔵村山市長期総合計画審議会に関する運営要領

平成21年11月25日 武蔵村山市長期総合計画審議会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、武蔵村山市長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の公開)

- 第2条 審議会は、公開とする。
- 2 公開は、市民に審議会を傍聴させることにより行う。

(傍聴手続)

- 第3条 審議会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書(第1号様式)を審議会の会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。
- 2 会長は、傍聴を認めたときは、傍聴許可書を交付する。

(許可しない者)

- 第4条 会長は、次のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。
 - (1) 銃器、棒等により、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると会長が認める者

(傍聴人の遵守事項)

- 第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
 - (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (3) 会議における意見などに対して、賛否を表明したり、拍手をしないこと。
 - (4) 私語、談笑をしないこと。
 - (5) 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、会長の許可を受けなければならないこと。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、審議会の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。

(傍聴人に対する指示等)

- 第6条 会長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。
- 2 会長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。 (会議録)
- 第7条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。
- 2 作成した会議録は、次の会議の際、審議会の委員の承認を得て確定する。
- 3 会議録は、その全部を公開する。(委任)
- 第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(表)

傍 聴 申 込 書

第 号

年	月	日
---	---	---

武蔵村山市長期総合計画審議会 会長 殿

申込者氏名

会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。

	氏	名							
傍 聴 者	住	所							
	連系	各先							
附属機関等の名称			武蔵村山市長	期総合	計画審議会				
開催	日	時	年	月	日 ()	午前・午後	時	分から	
開催	場	所							
備		考							

傍 聴 許 可 書

第 号

											>1 •	•
傍 聴 者	氏	名										
	住	所										
	連	絡										
	2	先										
附属機関	等の	名称	武蔵村	山市長	期総合	計画	審調	養会				
開催	日	時		年	月	日	()	午前・午後	時	分から	
開催	場	所										
備		考										
上記のとおり会議の傍聴を許可します。												
	在	Е	l p									

(日本工業規格A列4番)

武蔵村山市長期総合計画審議会 会長

傍 聴 者 心 得

- 1 許可なく写真、映像等を撮影し、又は録音しないこと。
- 2 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 3 特別な場合を除くほか、帽子、えり巻等を着用しないこと。
- 4 飲食及び喫煙をしないこと。
- 5 会議における討論等に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 6 私語、談笑等を慎むこと。
- 7 決められた出入口以外からは出入りしないこと。
- 8 その他会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。